資料館だより

Vol.35 No.1 (通巻186号)

2010. 6. 25 (年4回発行)

「沼津内浦・静浦及び周辺地域の漁撈用具」2,539 点が 国の重要有形民俗文化財に指定されました





指定を受けた漁撈用具

上:「網漁具」の一部 左:「信仰・儀礼用具」

の一部

本年3月11日、当館所蔵の「沼津内浦・静浦及び周辺地域の漁撈用具」が国の重要有形民俗文化財に指定されました。

今回の指定は全国で208件目、静岡県内では昭和41年の「山木遺跡の生産・生活用具」(伊豆の国市)以来2件目、漁撈用具では全国で17件目となります。

タイトルとなった「沼津内浦・静浦及び周辺地域の 漁撈用具」は、沼津市内の内浦・静浦地区を中心に、 原地区から西浦地区にわたる沿岸地域で使われてきた 漁撈用具のコレクションです。昭和49年の開館以来、 市民の皆様からの寄贈などを受けて、当館で所蔵して きたものです。

2,539点にのぼる資料は、右頁の表のように大きく15の分類に分かれています。

おおまかにいうと、「I網漁 具」から「VI 畜養・養殖用具」 までは、直接魚介類をとる漁具 であり、コレクションの中核と なっています。

「WI-1漁船及び操船用具」から「WI-3魚見・網小屋及び船上の用具」までは、漁船や網小屋で使った道具、「WI-1船大工・櫓大工用具」及び「WI-2漁具製

分類別漁撈用具

(下線は写真掲載資料)

※(数字)は、各分類の中で、さらに以下 のような分野に分かれていることを示す。 作及び修繕用具」は、漁船や漁具などを製作・修繕する道具です。

また、「IX 交易運搬用具」及び「X 水産加工用具」は、とれた魚介類の交易運搬や水産加工に使った道具、さらに「XI 信仰・儀礼用具」や「XII 漁業経営用具」は、漁師の信仰や漁業経営の道具です。このように、コレクションは幅広い分野にわたっています。

今回、国指定に向けて文化庁に提出する台帳等を整理する過程では、漁撈用具を寄贈していただいた方々、そのご家族、漁師や水産加工業の経験者の方々をはじめ、多くの市民の皆様に漁撈用具の使い方などの貴重なお話をうかがわせていただきました。皆様のご協力に厚く御礼申し上げます。



「畜養・養殖用具」の一部

I 網漁具

(1)建切網漁具(大網, 当網、締網、囲網、<u>シビカギ、カケヤ</u>など)、(2)定置網漁具(箱網、登り、運動場、道網、モジリ、竹束、<u>ビンダマ、土俵</u>など)、(3)地曳網漁具(シラス地曳網)、(4)マカセ網漁具(袋網、脇網、<u>オオカンタ</u>、浮樽、<u>浮子、沈子</u>、オドシなど)、(5)巾着網(網地、環、ヨリモドシなど)、(6)<u>ブリ刺網</u>、(7)<u>コザラシ網</u>、(8)ヒラメ刺網、(9)その他の刺網(カニ刺網、鯛刺網、浮縄など)、(10)<u>シラス船曳網</u>、(11)改良網、(12)底曳網(手繰網、ジャコ網、<u>エビ網</u>など)、(13)揚げ網(寄せ網)、(14)カチ網、(15)タモ網(ハミダモ、攩網)、(16)投網、(17)鈎類、(18)沈子類

Ⅱ 釣漁具

(1) 釣道具箱(オビツ、ツリバコ、マクラバコなど)、(2) 一本釣・手釣用具(カツオ釣り、マグロ釣り、ウズワ釣り、アジ・サバ釣り、シイラ・バラムツ釣り、ムツ釣り、モロコ釣り、イカ釣り〈テーラ、連結、サッポロビシ、サッポロヅノ、バショウヅノ、ナマリヅノ〉、タイ釣り、タチウオ釣り、タコ釣り、その他)、(3) 延縄漁具(マグロ縄、メジ縄、カジキ縄、シイラ縄、クロザメ縄、タイ縄、ハモ縄、アナゴ縄、キス縄、延縄籠など)、(4) その他の釣具

Ⅲ 突漁具

(1) 銛竿(イッポンドウ、ニホンドウ、ミツギフシなど)、(2) 離頭銛、(3) 縄櫃、(4) アブラツボ、(5) 水眼鏡(箱眼鏡、桶眼鏡など)

Ⅳ 磯物採取用具

(1) 岩海苔採取・加工用具(足半草履、ササラ、カイ、ヨメザラ、イソビク、ノリカキイザル、海苔菰、菰編台、ツツロ〈おもり〉など)、(2) 海苔養殖用具(フリボウ、ソダグイ、カケヤ)、(3) 牡蠣採取用具(カキトリ、カキトリノミ、網袋)

V 陥穽漁用具

(1) ハズカゴ漁具(ハズカゴ、モジリ、大型角籠、浮子、縄など)、(2) 円筒型筌類(アナゴモジリ、アナゴパイプなど)、(3) タコツボ、(4) その他(ササモジリ、ウミツボ網など)

VI 畜養・養殖用具

(1) 畜養用具(生簀籠、箱生簀の枠、活餌売買用パケツ、ヒョウタンバカリ、魚籠、養殖用網、ハカリダモなど)、(2) 真珠養殖用具(養殖籠、卵抜き籠、タテバコ、核、セン、ピース台、ピンセット、鋏、メス、貝台、開口器、先導器、挿入器、養生籠、トランク〈籠〉、ナイフ、肉砕機、選別器など)

分類別点数表

	分 類	点数
I	網漁具	250
П	釣漁具	676
Ш	突漁具	29
IV	磯物採取用具	27
V		37
VI	畜養・養殖用具	144
VII - 1	漁船及び操船用具	80
VII - 2	漁船の付属用具	42
WI - 3	魚見・網小屋及び船上の用具	49
VII - 1	船大工・櫓大工用具	436
VII - 2	漁具製作及び修繕用具	314
IX	交易運搬用具	43
X	水産加工用具	111
XI	信仰・儀礼用具	239
XII	漁業経営用具	62
	合 計	2,539



「魚見・網小屋及び船上の用具」の一部

Ⅶ-1 漁船及び操船用具

(1) 地曳網船・手繰船、(2) 伝馬船、(3) 帆、(4) 滑車類(カシラセビ、イカラセビなど)、(5) 櫓、(6) 櫂、(7) 梶 (8) 碇 (イカラ)、(9) チャカー(発動機)、(10) 陸揚げ用具(カグラサン、シラ)、(11) その他

Ⅵ-2 漁船の付属用具

(1) 方位磁石・羅針盤、(2) カシオケ(水桶)、(3) アカトリ、(4) カッテ(スパル)、(5) 船灯類(カーバイトランプ、集魚灯、航海灯、水中灯)、(6) 帆櫃、(7) トバ(苫)

Ⅷ-3 魚見・網小屋及び船上の用具

(1) 魚見小屋用具(ローフー、トンボガサ、<u>法螺貝、算盤、手あぶり</u>、水甕、ヤロー〈杓文字差し〉、<u>茶碗</u>など)、(2) 船上・網小屋用具(水樽、チゲ、チゲ袋、弁当包み、羽釜、火鉢、行火、干し籠、モジリバンテンなど)

Ⅷ-1船大工・櫓大工用具

(1)船大工用具(型板、手斧、斧、鋸、すり合わせ鋸、廻挽き鋸、万力、鉋、鑿、ツバノミ、船釘、ボートギリ、金槌、ヤトコ、マキハダ、ホーコンツチ、ホーコン、船材など)、(2)櫓大工用具(鋸、手斧、斧、作業台、鉋、鑿、金槌、シメヅチ、櫓材など)、(3)船釘 鍛冶用具(ふいご、金床、ハシ、タガネ、計測用具、船釘製品など)

Ⅷ-2 漁具製作及び修繕用具

(1) 紡糸・調整用具(アオソ、シロソ、ウミオ、ツモ、テシロ、インノツメ、ガラ、フワリなど)、(2) セギビヨ作りの用具(セギマキなど)、(3) 網すき用具(ケタ、アンバリ、アンバリ入れ、サシ、キヨリデバ、ケンザオなど)、(4) 網大工用具(ハカリボウ、竿秤、分銅、座繰、算盤、アンバリなど)、(5) 縄撚り用具(ナカジャク、ヨイトマケ、ガラマキなど)、(6) 釣針製作用具(クワエ、クサビ、チマゲ、ヤスリ、材料など)、(7) 製作・修繕用の刃物類(ツノキリノコ、マキリ、キヨリデバ、イトキリバサミなど)

区 交易運搬用具

(1)水揚げ用具(ウケトリバコ、カシアゲカゴ、サカサダル、手鉤など)、(2)計量用具(ケンチマス、竿秤など)、(3)行商用具(鑑札、 皿秤、缶、カツギカゴなど)

X 水産加工用具

(1) 鰹節製造用具(浸桶、洗桶、まな板、生切包丁〈カシラハナシ、ミオロシ、アイダチボウチョウ、セガツキ〉、手桶、煮籠、敷籠、滑車、ピンセット、コソクリベラ、蒸籠、コロ、削り刃物〈ジヒキ、セヒキ、ツキデバ、ツキノミ〉、当板、ネセバコ、ツクリダルなど)、(2) シラス干し・タタミイワシ製造用具(マイサカカゴ、サデ、タタミイワシの枠、商標など)、(3) イワシ加工用具(イワシの煮釜、メザル、ヒシャク、すくい網、干蒸籠、ホシカマンガ、シメカスダルなど)、(4) アジのヒラキ製造用具(ハントロ、ヒラキボウチョウ、丸籠、四斗樽、イケフネ、ツケセイロ、ハギレ〈半切桶〉、干蒸籠、出荷用木箱、出荷用段ボール箱、発泡スチロール箱、刷版など)

XI 信仰·儀礼用具

(1) 神体・祠類(<u>船霊様、 リュウゴンサマ、板本尊様、 鯖大師立像</u>など)、(2) 祈願の奉納物(<u>大瀬神社奉納幡、カニカゴ、モジリ、山</u>の神の弓矢など)、(3) <u>漁業神の御札</u>、(4) 漁祝いの儀礼用具(トモノボリ、船首飾り、マイワイドテラ、大漁旗など)

江漁業経営用具

(1)漁業経営用具(漁業鑑札、船鑑札、御用意舩の幡、トモノボリ、銭箱、銭枡、帳机、重箱、什器など)、(2)津元の家印・印判類 (提灯、提灯箱、焼料、印章、裃、葛籠など)

資料館からのお知らせ

重要有形民俗文化財に指定されました

前の頁でもお知らせしましたが、歴史民俗資料館の 「沼津内浦・静浦及び周辺地域の漁撈用具」2,539点が、 国の重要有形民俗文化財に指定されました。

「重要有形民俗文化財」とは、生業、年中行事、民俗芸能などに使用される器具、衣服等の民俗文化財のうち、国が特に重要なものとして指定するもので、漁撈用具としては県内で初めての指定です。



重要有形民俗文化財の漁撈用具(水産加工用具)

「沼津内浦・静浦及び周辺地域の漁撈用具」は、大正初期まで沿岸に回遊してきたマグロやカツオなどをとる建切網漁や、コショウバイと呼ばれる個人単位の漁に用いられた漁具等、地域で使用された漁撈用具のまとまりです。

これらの資料が、地域の漁撈の様相や漁法の変遷を 示すものとして評価されたものです。

3月11日は工藤教育長が玉井文化庁長官から重要 有形民俗文化財指定書を受け、多くの先人達が築き上 げてきた沼津の漁撈文化が、全国に誇る宝となりまし た。



指定書を受ける工藤教育長

当日は沼津市と京都市「丹後の紡織用具及び製品」山口県萩市・宝泉寺の「須佐宝泉寺・黄帝社奉納船絵馬」が重要有形民俗文化財に、富山県入善町・賽の神まつり保存会の「このサイノカミ」、宮崎県高原町の狭野神楽保存会と誠川神楽保存会の「高原の神舞」が重要無形民俗文化財に指定されました。



指定を受けた団体の皆さん

平成 22 年度の事業について

平成22年度は重要有形民俗文化財指定を記念した 事業を中心に行ってまいります。

詳しい日時、内容等は広報沼津、館ホームページ等でお知らせします。

多くの皆様のご参加をお待ちしています。

「特別展」歴史民俗資料館 9月7日~2月27日 重要有形民俗文化財指定漁撈用具を紹介します。

「歴民講座」市立図書館

9月26日

(仮) 沼津の漁撈文化

「体験学習」

11月

漁撈用具の作成・実演

沼津市歴史民俗資料館だより

沼津御用邸記念公園内

沼津市歴史民俗資料館 TEL 055-932-6266 FAX 055-934-2436

URL:http://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/sisetu/rekimin/index.htm E-mail:cul-rekimin@city.numazu.shizuoka.jp